

学 会 彙 報

2015年 3月26日 西日本教育行政学会第37回大会プログラムの発送

2015年 5月16日 『教育行政学研究』第36号の刊行

《論説》

フランスにおける教員養成制度改革

松原 勝敏

イギリスにおける学校改革を巡る今日の状況

～我が国の状況にも照らして支援の意味を問う～

高妻 紳二郎

《研究論文》

高校教育における条件整備法制に関する研究

小早川 倫美

アメリカ競争力法成立要因とその背景

— 連邦議会における議員発言に着目して —

市田 敏之

2015年 5月16日 西日本教育行政学会第37回大会開催<福岡大学>

<研究発表>

地方交付税制度と都道府県高等学校教育費政策の変容

小早川 倫美 (鳥取短期大学)

中国の農村部における学校給食法令の分析

— 2011年「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画」を中心として —

張 磊 (広島大学大学院)

戦後我が国教育委員会制度の「分離」と「統合」

西東 克介 (弘前学院大学)

先人の教え・事績を活かした地方教育施策

上寺 康司 (福岡工業大学)

学校間国際連携とコンピテンシーに関する考察

佐々木 司 (山口大学)

小中連携教育推進に関する一考察

原北 祥悟 (九州大学大学院)

2015年 9月25日

学会ニュース第58号発行

『教育行政学研究』第37号の投稿申し込み用紙発送

2015年 2月25日

西日本教育行政学会第38回大会 (聖徳学園岐阜教育大学) 案内, 発表申込書等発送

西日本教育行政学会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第 2 条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究大会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第 5 条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究大会を通して、その研究を発表することができる。

第 6 条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額 6,000 円とする。

第 7 条 会員のうち、3 年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第 3 章 役 員

第 8 条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4 名）、監査（2 名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

- 2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第 9 条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第 10 条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

- 2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第 11 条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第 12 条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第 13 条 1) 役員の内任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

- 2) 任期途中で役員の内交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

第 5 章 研究大会及び研究物の交換

第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第 6 章 機 関 誌 発 行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第 7 章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

最終改正（平成19年5月19日）

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年 1 回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、論説・会員の研究紹介・文献紹介を掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、4 名で構成される。
編集委員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
6. 「教育行政学研究」原稿執筆要領の 2 に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 論文原稿は、400 字詰横書原稿用紙 40 枚以内とする。
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。
なお、日本語ワープロの場合は、1 ページ 45 字×38 行の 9 ページ以内とし、A 4 の用紙に打ち出した原稿と電子データの両方を提出するものとする。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。
外国語は 3 字を 2 画に計算する。
7. 外国語で Abstract (500 words 以内) を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年 12 月 15 日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
 単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

本学会紀要第37号が完成しましたのでお届けいたします。昨年は地方教育行政法の改正により教育委員会制度が大きく変わり、新しい地方教育行政が展開される起点の年となりました。さらに平成27年12月21日には3つの中教審答申が出され、本年に入って「馳プラン」に沿った改革が加速しております。私たち教育行政研究者も、例えば教員養成・研修の多様なフェーズで教委との組織的連携が求められるとともに、学問的知見を提供することを通してより有用な教育政策形成に貢献もしくはその在り様を正す責務が課せられるように思います。

本号の論説には長年奨学金制度の研究を継続してこられた吉田香奈会員による「アメリカ連邦・州政府による学生への経済的支援の展開」をご寄稿いただきました。我が国が直面する奨学制度が包含する諸課題を念頭に、先進国とされてきたアメリカの学生経済支援策の理念がいかなる今日の変容のプロセスにあるのかを明快に整理されています。

本号の個人研究は申し込みが3件ありましたが、結果的に1編の掲載となりました。若手研究者養成を目的とした研究助成事業（西日本教育行政学会研究助成金）を活用した研究成果です。学校現場では教員の年齢構成是正の必要もあって雇用調整が進み、学校によっては3割近くの臨時的任用教員によって支えられている実態もあります。人事行政の観点から研究動向を整理している本論文の今後の発展が期待されるところです。なお、研究助成事業には複数回の応募も可能ですので、若手研究者におかれましては積極的な応募を期待します。もちろん中堅会員にも研究論文はもとより、論説、資料紹介等を含めて多くのご投稿をお待ちしております。

編集委員長 高妻 紳二郎

【『教育行政学研究』編集委員会】

委員長 高妻紳二郎（福岡大学）

委員 佐々木 司（山口大学）

委員 上寺 康司（福岡工業大学）

委員 高瀬 淳（岡山大学）

教育行政学研究

印刷 平成28年5月16日

発行 平成28年5月16日

発行者 西日本教育行政学会
〒870-1192 大分市大字旦野原700番地
大分大学教育学部
住岡敏弘研究室内

TEL 097-554-7506

FAX 097-554-7514

印刷所 グランド印刷株式会社
〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15
TEL：088-622-8448

Studies on Educational Administration

Special Papers

Kana YOSHIDA : The Trends and Issues in Federal and State Student
Financial Aid Policy in the United States of America

Articles

Shogo HARAKITA : A Study on the Research Trends over the Appointment
System of non-Regular Teachers: Focusing on the
Expansion Trend toward Organization from Individual

No.37 May 2016

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research